

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】令和5年9月21日(2023.9.21)

【公開番号】特開2023-9126(P2023-9126A)

【公開日】令和5年1月19日(2023.1.19)

【年通号数】公開公報(特許)2023-011

【出願番号】特願2022-176813(P2022-176813)

【国際特許分類】

B 6 0 R 13/02(2006.01)

10

B 6 0 R 7/04(2006.01)

B 6 0 N 3/00(2006.01)

【F I】

B 6 0 R 13/02 Z

B 6 0 R 7/04 T

B 6 0 N 3/00 C

【手続補正書】

【提出日】令和5年9月11日(2023.9.11)

20

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

車両用ドアトリムであって、

車内側に突出し、前後方向に互いに離間する前側部分及び後側部分を有する支持部と、
前記支持部の前記前側部分及び前記後側部分の互いに対向する前後端面間に可動支持されたアームレストとを有し、

前記アームレストの前後端面のそれぞれに突設された突起及び2つの前記突起を受容するべく前記支持部の前記前後端面のそれぞれに設けられた凹部を含む嵌合構造が設けられ、

前記凹部それが上下に延在する縦部と前記縦部の上端部から車内側に延びる横部と有し、

前記縦部が上下に延在する主部と、前記主部の上下方向中央部分において、車内側に膨出する膨出部を備え、

前記膨出部の上端が車外方向かつ下方向を向く斜面により規定されている車両用ドアトリム。

【請求項2】

前記アームレストが直方体状をなし、第1面が上向きの第1位置及び前記第1面に対して離反する第2面が上向きの第2位置にあるときに、

前記突起の幅が前記縦部の下端の車幅方向の幅と等しく、前記突起の車外側又は車内側が前記縦部の前記下端に面接触するべく構成されている請求項1に記載の車両用ドアトリム。

【請求項3】

前記アームレストが、第1面が上向きの第1位置及び前記第1面に対して離反する第2面が上向きの第2位置以外にあるときには、前記突起の車幅方向の幅が、前記縦部の下端の車幅方向の幅よりも大きい請求項1に記載の車両用ドアトリム。

【請求項4】

40

50

前記突起が4角形断面形状を有する請求項1～請求項3のいずれか1つの項に記載の車両用ドアトリム。

【請求項5】

前記突起が円形を割線により区画される小部分を切除した断面形状を有する請求項1～請求項3のいずれか1つの項に記載の車両用ドアトリム。

【請求項6】

前記突起が円形を互いに直交する2つの割線により区画される2つの小部分を切除した断面形状を有する請求項1～請求項3のいずれか1つの項に記載の車両用ドアトリム。

【請求項7】

前記突起が円形を互いに平行な2つの割線により区画される2つの小部分を切除した断面形状を有する請求項1～請求項3のいずれか1つの項に記載の車両用ドアトリム。

【請求項8】

前記横部の車内側の部分に、上面と、下面と、上面の車内側端部及び下面の車内側端部を接続する車内側面とによって画定された回転許容部が設けられ、

前記回転許容部の上面及び前記回転許容部の下面との距離は、前記突起の最大幅よりも大きい請求項1～請求項7のいずれか1つの項に記載の車両用ドアトリム。

【請求項9】

前記支持部の前記前側部分の上面にはドアの窓を開閉するための操作部が設けられている請求項1～請求項8のいずれか1つの項に記載の車両用ドアトリム。

10

20

30

40

50